

平成27年度
新宿区立公園内運動施設指定管理者の
管理業務に係る事業評価報告書

平成28年9月

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

目 次

第1 事業評価の目的	1
第2 評価の概要	2
第3 施設の概要	4
第4 評価結果	6
◎参考資料	
1 新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	9
2 施設の利用・収支状況	11
3 利用者アンケート結果	

第1 事業評価の目的

新宿区では、区民にスポーツ活動等の場を提供するとともに、これらの活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともにスポーツ活動等の振興を図るための施設として「新宿区立公園内運動施設」（以下、「運動施設」という。）を運営しています。

区では、公園内運動施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、非公募により指定管理者に指定された「財団法人新宿区生涯学習財団」が、平成18年度から平成21年度まで管理運営業務を行いました。また平成22年4月1日付で、財団名称が「財団法人新宿区生涯学習財団」から「公益財団法人新宿未来創造財団」に変更となったため、平成22年度の第2期目について、非公募で「公益財団法人新宿未来創造財団」が指定され、管理運営業務を行っています。第2期目の指定期間は平成22年度の1年間です。平成23年度からの第3期目も非公募により「公益財団法人新宿未来創造財団」が指定され、管理運営業務を行っています。指定管理者が行う管理運営業務の具体的な内容は、第1期目と同様に、区と指定管理者が締結する協定書やこれに付随する仕様書、指定管理者が作成した事業計画書で定めています。

区では、指定管理者の管理運営業務が協定書の定めに従い適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って運営され、施設利用者へのサービスの向上がなされたかを検証するため、毎年度終了後指定管理者の管理業務に係る事業評価を実施することとしています。

事業評価は、公正を期すために第三者の目でチェックを行い、評価結果については、今後の管理運営業務に反映させ、よりよいサービスを提供するため、指定管理者にも通知することとしています。

第2 評価の概要

評価は、「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

2 評価委員会の構成

5名（外部委員3名、内部委員2名）

所属・役職	氏名	備考
早稲田大学 教育・総合科学学術院教授	坂内 夏子	
公認会計士	阿部 かおり	
新宿区体育協会副会長	福本 敏正	
地域振興部多文化共生推進課長	鈴木 靖	委員長（互選による）
福祉部障害者福祉課長	関本 ますみ	

3 評価期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

4 評価委員会の内容

(1) 日時 平成28年7月20日(水) 9時00分 ～ 16時30分

(2) 会場 新宿コズミックスポーツセンター 3階 小会議室

(3) 内容

ア 施設視察

イ 指定管理者の評価について

(指定管理者事業説明、質疑応答及び各委員項目評価)

ウ 指定管理者の事業評価まとめ

エ 評価報告書について

5 評価項目

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

6 評価対象

- (1) 平成27年度事業実施状況報告書
- (2) 事業計画書
- (3) 指定管理者からの説明及び質疑応答

7 評価方法

(1) 評価手法

指定管理者からの事業報告及び質疑応答を経て、各委員が評価項目ごとに個別評価及び総合評価を行いました。その後、意見交換を行い、各委員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

(2) 評価基準

評価基準は次のとおり4段階評価で行いました。

- 4 : 優良
- 3 : 良
- 2 : 適当
- 1 : 課題あり

第3 施設の概要

1 指定管理者

公益財団法人 新宿未来創造財団

2 指定管理期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日

3 施設内容

施設の名称	西戸山公園野球場
所在地	新宿区百人町四丁目1番
施設の概要	1面 全面人工芝 ナイター照明 ・面積 7,902㎡ ・開設年 昭和28年

施設の名称	落合中央公園野球場
所在地	新宿区上落合一丁目2番
施設の概要	1面 全面人工芝 ナイター照明 ・面積 7,506㎡ ・開設年 昭和47年

施設の名称	西落合公園少年野球場
所在地	新宿区西落合二丁目19番
施設の概要	1面 クレー ・面積 5,304㎡ ・開設年 昭和42年

施設の名称	落合中央公園庭球場
所在地	新宿区上落合一丁目2番
施設の概要	1面 全面人工芝 ・面積 934㎡ ・開設年 昭和47年

施設の名称	甘泉園公園庭球場
所在地	新宿区西早稲田三丁目5番
施設の概要	2面 全面人工芝 ・面積 1,535㎡ ・開設年 昭和40年

施設の名	西落合公園庭球場
所在地	新宿区西落合二丁目19番
施設の概要	2面 全面人工芝 ・面積 1,578㎡ ・開設年 昭和44年

施設の名	妙正寺川公園運動広場
所在地	中野区松が丘一丁目33番
施設の概要	1面 クレー ・面積 9,594㎡ ・開設年 平成9年

4 管理運営業務

- (1) 運動施設の利用に関する業務
- (2) スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関する業務
- (3) 条例第18条に規定する団体登録、条例第19条に規定する利用の承認、条例第20条に規定する利用の不承認及び条例第21条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (6) 条例第24条に規定する利用料金の納入、条例第26条に規定する利用料金の減免及び条例第27条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (7) 運動施設の施設、付帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- (8) その他運動施設の管理に関し、新宿区が必要と認める業務

第4 評価結果

評価委員による全体評価

		A	B	C	D	E	合計	平均
個別評価	1 施設の運営に関すること	4	3	3	3	3	16	3.2
	2 利用・サービスに関すること	3	3	4	3	3	16	3.2
	3 施設・設備の管理に関すること	3	3	3	3	3	15	3.0
	4 管理運営経費に関すること	3	3	4	4	3	17	3.4
	5 事業に関すること	3	3	4	4	2	16	3.2
総合評価		3	3	4	4	3	17	3.4
全体評価		3 (良)						

注) 全体評価は、各評価委員による「総合評価」の平均値により、次のとおりとする。

総合評価の平均値が、 3.5 以上 の場合 : 4 (優良)
 2.5 以上 3.5 未満 の場合 : 3 (良)
 1.5 以上 2.5 未満 の場合 : 2 (適当)
 1.0 以上 1.5 未満 の場合 : 1 (課題あり)

1 各項目に対する個別評価

(1) 施設の運営に関わること

施設の運営をする上で重要な「利用率・稼働率」「職員体制」「職員教育」「緊急時の対応」「区との連絡調整」「適正な労働環境の確保」等について評価しました。

〔評価結果〕（平均3.2点）

- ・救命講習・AED操作等、現場での救命体制及び夏場の熱中症対策も行われており、十分な対応と評価します。
- ・利用率向上、職員のスキルアップに向け努力されています。

(2) 利用・サービスに関すること

「利用手続」「サービス水準の確保」「利用者サービスの向上」「利用者対応・接遇」「利用者要望の把握・対応」等利用者に配慮したサービスが適切に行われているかについて評価しました。

〔評価結果〕（平均3.2点）

- ・アンケートの要望に基づくエアコン設置等、利用者増につながっているので評価します。
- ・利用希望の多い中で、公平な抽選に努めていることを評価します。

(3) 施設・設備の管理に関すること

施設や設備の管理をする上で重要な「施設・設備管理」「施設修繕・備品管理」「省エネルギー・省資源」等について評価しました。

〔評価結果〕（平均3.0点）

- ・経年劣化による改修工事を的確に行っており、利用者の利便性の向上によく努めており、今後も適切な施設管理を期待します。

(4) 管理運営経費に関すること

管理運営に係る経費について、適正な会計管理を行っているか、また目標とする利用収入・収益率の達成について評価しました。

〔評価結果〕（平均3.4点）

- ・施設利用料が増加しており、成果を上げていることを評価しています。

(5) 事業に関すること

事業について、事業計画や施設の設置目的に照らし合わせ、事業の実施内容及びその効果について評価しました。

〔評価結果〕（平均3.2点）

・利用料収入も増加し、情報交換ボードによる利用者間の情報交流にも工夫があり、評価できます。

2 全体評価（総合評価平均3.4点）

総合的に判断して、施設の管理運営業務は概ね良好に行われたと考えられます。

稼働率の高い施設であるが、修繕を適時に適切に行っている点、また職員教育（救命講習、AED操作等）にも力を入れており評価します。

新宿区立生涯学習施設の指定管理者の 管理業務に係る事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習施設の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価(以下「評価」という。)を行うため、生涯学習施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の施設の評価を行う。

- (1) 新宿区立新宿スポーツセンター
- (2) 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター
- (3) 新宿区立大久保スポーツプラザ
- (4) 新宿区立公園内運動施設
- (5) 新宿区立生涯学習館

3 委員会は年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって廃止する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

- (1) 外部有識者 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から評価の終了の日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 委員会は、指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類について、別に定める評価の基準により、評価を行うものとする。

2 前項の評価の内容は、前年度に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関すること。

- (2) 利用に関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

3 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部生涯学習スポーツ課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年6月16日地域文化部長決定)

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則 (平成26年6月2日地域文化部長決定)

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則 (平成27年5月21日地域文化部長決定)

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

施設の利用・収支状況

(1)施設の利用状況

施設名	平成27年度			平成26年度		
	人数	貸切 利用件数	利用率	人数	貸切 利用件数	利用率
西戸山公園野球場	49,085	1,700	78.8%	48,602	1,678	76.1%
落合中央公園野球場	51,008	1,702	75.8%	52,788	1,588	69.7%
西落合公園少年野球場	24,442	574	38.6%	20,355	584	39.1%
甘泉園公園庭球場	13,304	2,580	97.4%	13,678	2,590	96.0%
西落合公園庭球場	15,096	2,606	95.3%	14,464	2,584	93.5%
落合中央公園庭球場	8,236	1,957	93.7%	8,047	1,904	92.2%
妙正寺川公園運動広場	11,589	349	56.2%	12,333	389	61.5%
合計	172,760	11,468	82.0%	170,267	11,317	80.1%

(2)収支状況

① 収入

項目	平成27年度	平成26年度
	金額 (円)	金額 (円)
利用料金収入	33,334,100	32,392,860
指定管理料内自主事業収入	1,245,954	1,202,144
指定管理料等収入	29,746,000	29,746,000
自主財源投入	0	0
収入合計	64,326,054	63,341,004

② 支出

項目	平成27年度	平成26年度
	金額 (円)	金額 (円)
人件費	26,284,261	26,576,933
会議費	0	0
旅費交通費	19,521	0
通信運搬費	742,876	689,247
消耗品費	2,086,179	1,197,406
修繕費	5,010,768	3,762,215
印刷製本費	45,922	108,000
燃料費	49,763	32,891
光熱水費	7,793,749	8,486,373
使用料及び賃借料	0	0
保険料	157,580	157,583
諸謝金	0	0
租税公課	2,422,938	2,451,667
支払負担金	0	0
委託費	4,429,643	3,002,454
支払手数料	33,395	6,934
固定資産取得費	0	0
支出合計	49,076,595	46,471,703

自主財源からの支出

項目	平成27年度	平成26年度
	修繕費	0
支出合計	0	0

総支出	49,076,595	46,471,703
-----	------------	------------

平成 27 年度 新宿区立公園における運動施設利用者アンケート結果

期 間／平成 27 年 6 月 1 日～30 日

実施方法／施設利用者へ受付時に手渡し

集計結果／

配布施設	配布枚数	回答数	回収率
西戸山公園	24	22	92%
落合中央公園	115	110	96%
甘泉園公園	100	94	94%
西落合公園	139	138	99%
計	378	364	96%

アンケート結果

1 利用者年齢

10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
3	8	48	25	70	76	91	42	1

※60代が最も多く、次いで50代、40代が多い結果となった。

2 住所・勤務先

	新宿区内	新宿区外	無職	無回答
居住地	210	149		5
勤務先	121	85	138	20

※区内在住者が区外在住者より若干多い結果となった。

勤務先は区内が区外より若干多かった。

3 施設についての情報源(複数回答あり)

区 HP	財団 HP	財団広報紙	区広報紙	施設ガイド	その他	無回答
102	96	68	45	33	73	18

※財団と区のいずれかから情報を得ている利用者が大半を占めた。

また、HP から情報を得ている利用者が、それ以外の手段を大きく上回り、インターネットでの情報発信がより重視されている結果となった。

4 情報源の分かりやすさ

とても 分かりやすい	やや 分かりやすい	どちらとも	やや 分かりにくい	とても わかりにくい	無回答
116	99	95	25	7	22

※「分かりやすい」との回答が「分かりにくい」との回答を大きく上回り、情報発信の方法が概ね適切であるとの結果となった。

5 よく利用する施設(複数回答あり)

西落合公園	落合中央公園	甘泉園公園	大久保スポーツプラザ	西戸山公園	無回答
171	132	118	57	48	19

※野球場、庭球場を併設した施設、複数のコートを有する施設が上位となった。

6 利用区分(2時間)についてどのように思うか

適当	多い	少ない	無回答
149	12	0	203

※現状の利用区分が適当であるとの意見が大半を占めた。

主なご意見

お客様のご意見	施設担当者回答
施設・付帯設備に関すること	
【落合中央公園】 コートイレギュラーが多いので、コートを修復してほしい。 (同様 3 件)	ご利用に支障のないよう、整備してまいります。
【甘泉園公園】 コートの砂が不足しており、足が引っかかるため、砂を増やしてほしい。(同様 2 件)	
【落合中央公園】 冬場、西風が強くとプレーに支障が出るので、防風ネットを張って欲しい。	防風ネットにつきましては区にも相談の上、検討してまいります。
システム・区分・料金に関すること	
【落合中央公園、西戸山公園】 人気のあまり抽選に当たらない、また予約が取りにくい。 (同様 3 件)	申し訳ございません。システムで公平に抽選をしております。今後改善できるのであれば取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
【落合中央公園、西落合公園】 早朝利用の場合、鍵を前日にレガスまで取りに行く必要があり、不便である。(同様 4 件)	早朝の利用時間拡大のため、管理人出勤前の時間からの開放を行っております。現状は、貸出と返却についてはご利用者の皆様にご協力をいただいているところです。今後の検討事項とさせていただきます。
【落合中央公園、甘泉園公園、西落合公園】 利用時間に更衣・シャワーを終えるという規制をどうにかしてほしい。更衣時間などはせめて利用終了後 15 分くらいは更衣室を利用させてほしい。(同様 4 件)	当財団の管理する施設はすべて、利用時間に更衣等の時間も含んだ形態となっております。ご理解いただけますようお願いいたします。
職員・清掃に関すること	
【西落合公園】 職員の対応で人によってばらつきがある。	管理人対応については利用者の方にご迷惑をおかけすることのないよう管理人に指導を徹底いたします。
その他	
【落合中央公園、西落合公園】 いつもありがとうございます。(同様 2 件)	いつもご利用いただきましてありがとうございます。皆様が快適にご利用いただけるよう努力いたしますので、今後もご利用よろしくをお願いいたします。